

## 陳述書

田口雅明

私は堀之内3丁目住の田口です。平和・無防備条例をめざす市川の会の事務局長をしています。会を代表する立場でもありますので、私自身の意見と同時に、この直接請求に取り組んだ人たちの声も代弁します。更に、平和・無防備条例を巡る条約、法律関係に関して、整理して発言します。

この直接請求の署名集めで、本当に多くの人々の協力を得る事ができました。街頭署名に40名の市川市民が立ってくれました。賛同者は200人を越えました。

有権者の50分の1の規定数7530筆を集められる事が出来るのかという不安を抱えながら、開始しましたが、11119筆と、私達の予想を超えて集めることができました。多くの協力者、署名をして下さった方々が、平和への強い危機意識を持っていたという背景があります。

平和をめぐる情勢について、感じている点を述べさせて頂きます。

第一に、米軍の世界的な再編に合わせ、米軍と自衛隊の一体化が進んでいます。キャンプ座間には、米陸軍の指令部が移設され、陸上自衛隊中央即応集団司令部が設置されます。横田基地には、米第5空軍司令部が配置され、空自航空総隊司令部が移転します。両基地は米日の統合司令部となっていきます。そして米軍の世界各地の戦争へ自衛隊が一体となって海外出動していく機能を持った基地になります。こういう事態の中で、米軍再編、海兵隊グアム移転への3兆円支出問題が出てきています。沖縄には、海兵隊の実戦部隊と訓練基地はそのまま残りますから、沖縄の人々は、基地被害が軽減されるわけではありません。

米軍との一体化が進んでいる自衛隊がすでにイラク派兵され、特に航空自衛隊が在イラク米軍の兵站を担っています。戦争を継続するための大きな一翼をすでに担っているといえます。

第2に憲法の問題があります。自民党の新憲法草案が昨秋開示されましたが、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の現憲法の基本的な性格が否定されています。憲法9条が無くなるならば、まさに日米の統合軍が世界に合法的に派遣され、戦争に参加していくことになります。

近隣諸国との間に、平和をめぐる多くの問題が起こっていますが、平和的な外交努力は十分とは言えません。近隣諸国から見て、日本は戦争準備しているのではないかと不安感を強める政策となっています。私はこうした平和をめぐる現状に強い危機感を持たざるを得ません。

このような様々な平和をめぐる危険な状況に対して、一般市民のなかにも、強い危機意識が醸成されています。署名集めの中で、「平和の方向に時代の流れを変えて欲しい」「市川から平和の声を上げてください。」という切々と訴える多くの声に出会いました。11119筆の署名はその一筆一筆に市民一人一人の平和を願う熱い思いが込められたものです。

しかし市長の意見書は、市民の平和を願う声を深く受け留めたものではないと言

わざるを得ません。

市長はその意見書において、無防備地域宣言の4要件を全て満たす事が必要であり、戦闘員の撤去等に関する権限を有していないため、実行できないと理由を述べています。戦闘員の撤退や軍用施設の撤去等の権限を、地方自治体が有している国は、ありません。軍はどこの国でも統括管理されており、政府が指揮権を有しています。ジュネーブ条約第1追加議定書59条は、地方自治体には、軍事的な指揮・命令権が無いという前提で、尚且つ無防備地域宣言できると述べているのです。市長はジュネーブ条約第1追加議定書59条を間違って解釈し、かつ私達が直接請求した平和・無防備条例案を曲解し、反対の意見書を述べているのです。

平和・無防備条例案を説明します。私達の条例案第2条は、ジュネーブ条約第一追加議定書第59条の「無防備地域」に関する定義を述べているだけです。この定義を否定することは、ジュネーブ条約を否定する事になります。日本国政府はジュネーブ条約追加議定書を批准したのですから、守る義務があります。また勝手な解釈は許されないので、ジュネーブ条約は赤十字国際委員会の注釈と一体のものであり、第1追加議定書59条に関する赤十字国際委員会のコメントール、注釈書「2283」は議員の皆さんに配布されていますが、「原則的に、宣言は、宣言の条件に従っていると保障する事の出来る当局によって送られなければならない。一般にはそれは政府自身であるが」と述べ、普通は政府が行うべきだと述べています。その上で、「困難な状況においては、宣言は地方の軍指揮官から出される事もありうるし、あるいは、町長、市長、知事といった地方民生当局から出される事さえありうる。」と地方民生当局からの宣言はありうると明示しているのです。その上で、「もちろん宣言が地方民生当局から出される場合は、宣言の条件に従う事を保障する手段を保有している軍当局と完全な合意がなされていなければならない。」と地方自治体が宣言する場合は、軍との合意が必要な事を明確に語っています。

これは注釈書であり、守らなければならぬものです。注釈書を否定する事は条約違反です。

沖縄戦の例を挙げます。前島では、分校長が上陸しようとする日本軍と交渉し、自分たちで守るからと、島に上陸しないよう要請しました。米軍が上陸した時に、日本軍が居なかつたので、「無防守」地域と認め、「通常の生活をするように」と言い残し、米軍は去っていったのです。前島は集団自決などの悲惨な戦争被害をこうむる事は全く無かったです。このように、無防備地域宣言を地方民生当局が行う場合は、軍との撤去の合意が必要なのです。

ジュネーブ条約第一追加議定書の定義の4要件に関しては、私達の条例案第5条（市の責務）の1に記載しているように、4要件「を満たす適切な処置を講ずる努力を不断に行う」という努力義務を述べただけです。

条例案第5条の2,3は、市川市自身が、戦争行為、戦争協力を行わないということです。市川市上空を自衛隊の航空機が飛来し、自衛隊員が移動に当たり、市川市を通じています。そのことを拒否せよと要求しているではありません。

さらに実際の「無防備地域宣言」は、「戦時あるいは戦争の恐れが明白な時」に「通告する」と第4条で述べています。起こりえないと思いますが、戦争の相手国が上陸してくる事態の時に、「無防備地域宣言」を通告して、住民の生命と財産を守る施

策を行うとする約束です。

平和・無防備条例案は、市民の平和的生存権を第一義とした不斷の平和施策の努力を行い、たとえ不幸にも戦争状態が招来しても、そのときには、住民の生命と財産を第一義とする「無防備地域宣言」を行うということです。市川市は戦争協力しない平和都市であると宣言する事です。

そのため、現在実効的に防衛・安保の国の施策や法律と直接的に抵触する事は無いのです。平和・無防備条例案は、地方自治体として当然なすべき事であり、反対すべき根拠は全くありません。

どんな条約でも各国政府による勝手な解釈は許されませんが、特にこの国際人道法であるジュネーブ条約の勝手な解釈は、国際的に許されないものです。

特に日本は第2次世界大戦で、中国、朝鮮、アジア地域で、多くの住民・非戦闘員を虐殺しました。まさに戦争犯罪を犯し続けたと言えるでしょう。1929年のジュネーブ捕虜条約も全く守りませんでした。その日本政府がジュネーブ条約の勝手な解釈を行っており、ジュネーブ条約を守らないということは許される事ではないのです。

逆に考えれば明らかになります。政府見解は、日本が他国を攻撃した時に、地方自治体が戦闘員を退去させ、軍用施設も撤去した事をもって、無防備地域宣言を行ったとしても、地方自治体には無防備宣言する権限は無いとして、それを認めず、その地方自治体に攻撃を加えると言っているのです。こんな国際人道法無視が許されるわけはありません。

市川市長は、議会にこの意見書を提出したのですから、この意見書を赤十字国際委員会に送付し、ジュネーブ条約に合致しているかどうかを問うて下さい。その結果を市の広報に記載してください。これが市民の命を預かる責任者として、最低限のなすべき事です。

市川市長にもう一点質問します。敵軍が上陸し、市川市に迫った時に、市長はどういうに市民の命を守るのですか。答えてください。

最後まで戦えというのですか。国民保護法のように市民全員を県外に避難させるのですか。無防備宣言をする以外に市民の命を守る術は無いと考えますが、如何ですか。仮定の話に答えられないという答弁はしないで下さい。国民保護計画は、ミサイル攻撃、爆撃、着上陸攻撃等を想定して、作成し、実行されようとしているのですから。

第2点目に市長の意見書で述べられている点に関して意見を述べます。

地方自治法第14条第1項を持ち出し、「無防備地域宣言」が、地方公共団体の事務に属さないと考えられるので、同法に抵触する恐れがあると述べています。平和の施策を不斷に行い、住民の平和的生存権を第一義と施策は、地方自治体がなすべき事務ではないのですか。

地方自治法第1条の2「地方公共団体の役割と制度策定等の原則」は、「地方公共

団体は、住民の福祉の増進を図る事を基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定しています。有事の際に住民の生命と財産を保護するということは、「住民の福祉の増進を図る」ことそのものであり、かつ前提でもあります。したがって自治体が平和・無防備条例のような条例を制定し、住民の命の保護を第一と宣言する事は地方自治法に何ら違反するものではありません。

市川市長の意見書は、直接請求された平和・無防備条例案を曲解し、かつジュネーブ条約の間違った解釈をしています。到底1万人を超える平和を願う市民の声に誠実に答えたものとは言えません。私は、市議会軽視とも言えると思います。

市議会議員の皆様には、市長の意見書の問題点を、議会の審議で正して頂き、市民の声に応えた深い議論をして頂くようお願いし、意見陳述を終わりります。